

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保険未加入対策並びに外国小会社の経営実績の適正評価等を内容とする「建設業法施行規則の一部を改正する省令等」につきましては、平成24年5月14日付長建協発第54号文書にて関係通達等を添付の上、お知らせいたしておりました。

本改正に伴う長崎県の入札参加資格審査における経営事項審査結果の取り扱いについて、土木部長より別添のとおり通知がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

今回の改正においては、保険未加入企業への減点措置の厳格化並びに外国小会社の経営実績の評価が主な内容となっており、減点措置の厳格化に伴い、再審査の申し立てが出来るようになっております。

これは、公共工事の発注者によっては、公平性を確保するため、平成24年6月以前に通知した結果通知書ではなく、新審査基準で評価した結果通知書の提出を求める場合があるための措置となっております。

長崎県における平成25年度入札参加資格については、再審査の申し立ての有無にかかわらず、所定の申請期間内に入札参加資格審査を申請し、審査を受け、審査済みと認められたものについては、資格を有するものとみなされます。

ただし、長崎県の平成25年度入札参加資格者名簿に記載する客観点については、別添「建設業法施行規則の一部改正に伴う経営事項審査の事務取扱について」の「4 本県の平成25年度入札参加資格者名簿(格付表)〔県内業者〕における客観点の取扱いについて」のとおりとなります。

※本県の場合、再審査の申し立てをしなくても、改正前の審査結果である総合評定値に「改正後の経営事項審査の基準」を適用して、県当局で換算処理した総合評定値(点数)を客観点として、格付表に掲載されます。